



「香港法人設立 - 管理サービス」申込書
香港ビジネス・サポート

おお客様 情報 (個人/法人) 申込書 作成日 20 年 月 日
フリガナ お名前 生年月日 (法人: 設立年月日)
現住所 (法人: 本店所在地)
電話番号 携帯電話 FAX番号
Eメール アドレス

設立法人名 設立可能な法人名を検索致します。1~3 のご希望名称の使用が出来ない場合、別途、ご再考願います。
第一希望 英語名 <必須> 中国語名
第二希望 英語名 <必須> 中国語名
第三希望 英語名 中国語名

法人登記先住所 香港法人の登記先住所
Causeway Bay Mongkok TEL サービス追加
Central Kwun Tong FAX サービス追加
Tsim Sha Tsui 私書箱サービス追加

上記住所により、香港法人は登記されます。法人登録証に掲載され、税務書類等、政府関係書類も送付されて参ります。当社バーチャル・オフィス サービスでのTEL等の対応時間は、月曜~金曜 9:00-19:00、土曜 9:00-13:00となり、日曜・香港祝日は休みとさせていただきます。

事業内容 業種情報
貿易業 IT系
製造業 各種コンサルティング業
卸売業 その他

資本金額、株券価格、発行枚数などは、当社規定の条件で設定いたします。特別なご要望等ございます場合は、本書ご提出時に、あわせてお知らせ下さい。通常、香港法人は資本金 10,000 香港ドルとなります。この金額は紙面上での表記のみですので、払込等は必要ございません。なお、法人設立後に、資本金額や株券内容の変更を行いますと、所定の手数料がかかります。

株主・役員名簿

お一人様のみで「株主」「役員」の兼務可。下記欄に書き切れない場合、別途、用紙を添付下さい。

フリガナ お名前		<input type="checkbox"/> 株主(出資額) <input type="checkbox"/> 役員
現住所	(〒)	
パスポート番号	国籍()	有効期限 20 年 月 日
電話番号	ご職業	

フリガナ お名前		<input type="checkbox"/> 株主(出資額) <input type="checkbox"/> 役員
現住所	(〒)	
パスポート番号	国籍()	有効期限 20 年 月 日
電話番号	ご職業	

フリガナ お名前		<input type="checkbox"/> 株主(出資額 役) <input type="checkbox"/> 員
現住所	(〒)	
パスポート番号	国籍()	有効期限 20 年 月 日
電話番号	ご職業	

フリガナ お名前		<input type="checkbox"/> 株主(出資額 役) <input type="checkbox"/> 員
現住所	(〒)	
パスポート番号	国籍()	有効期限 20 年 月 日
電話番号	ご職業	

株主、役員様全員のパスポート表紙見開きページ、及び英文住所証明書(日本の運転免許証、健康保険証でも可)を後日、メール添付ファイルにてお送り頂きます。法人設立後も役員・株主の増減変更可(定款変更に伴う手数料要)。

香港駐在の秘書役情報

氏名	<英語名>	<中国語名>
現住所		
香港 ID 番号	電話番号	

香港法人において、株主・役員は「秘書役」を兼ねることはできません。なおかつ、秘書役は香港在住を義務付けられています。当社では、「秘書役名義サービス」も承っております(年間 38,300 円)。当サービスをご利用頂ける場合は、本欄は空欄のままご結構です。

申込注意事項

- 本サービスはその趣旨を、香港における法人設立・管理の手續代行のみとし、当社ではお申込主体、及び登記される法人に関し、一切、その内容等に関与しないものと致します。また、法人登記にあたっては、当社提携先の取次業者、公認会計士等を経由する関係上、本書の内容もまたこれらに伝達されます。なお、本書にてご記入頂きました内容は、当社での本人確認事務の迅速化、及び現地業者への取次用のみ使用し、その他の使用目的等は一切ございません。ただし、公的機関による開示請求時など、弊社側にて必要と判断された場合のみ、本書を関係諸機関へ提出させて頂く場合もございますが、これらの場合も含め、本書の管理・利用の全権は、前記の条件下、すべて弊社に帰するものと致します。上記のいかなる場合においても、お客様の個人情報は厳重かつ厳正に取り扱わせて頂きます。
- 法人設立・管理サポートにおいて、原則、現地の提携会社(BMC Services, Limited)が担当致します。当サービスの実行上、弊社側の不手際から生じた不利益以外は、一切の責任を負いかねますこと、ご了承下さい。なお、発生済の諸問題解決を目的とする、現地の担当会社への連絡、訪問等は当社側でもでき得る限り、対応させて頂きますが、その解決を保証するものではありません。場合により、現地の提携会社の各種情報も開示させて頂きますので、随時、ご相談下さい。
- 本書ご提出後、弊社内の受理審査を経て、お客様(法人の場合、担当者様)宛にご連絡させて頂きます。その際、申請予定の法人名称、株主情報などの詳細を再度、確認致します。あわせて、弊社の指定入金口座をお知らせ致しますので、必要請求額をお振込み頂きます。入金確認後、即日にて必要書類を現地発送致します。一週間前後で、政府提出用の「香港法人登記申請書」をご指定住所宛に送付致します。なお、お振込に際し、1 回払いと半額分割払いをお選び頂けます。後者の場合、「香港法人登記申請書」をご提出頂く際、残額をお支払い願います。同申請書のご記入内容、請求額のご入金を確認後、香港関係諸官庁宛に発送させて頂きます。なお、ご解約請求に関しては、随意、お受け致しますが、一度、納入された代金に関しては、返却致しかねますのでご了承下さい。
- 本書のご提出をもって、本書面、及び弊社ホームページ (<http://www.group-bts.com>) にて記載された諸事項をご確認の上、同意頂いたものと致します。
- 法人資本金に関しては、法人口座への初期預入れ金額と、必ずしも一致する必要はございません。ご口座への最低預入金額は、各金融機関により異なります。なお、資本金は通常、1 万香港ドルにて設立されますが、これを上下する分には特に制限はございません。ただし、資本金 1 万ドル以上の場合、1,000 ドル単位の増額分に対し、1 ドルの市民税が別途、課税されますので、法人設立手数料に追加して、お支払い願います。
- 株主、役員は香港居住の必要はなく、かつまた、同一人物が兼ねることが認められています。ただし、登録される株主、役員名は、パスポート等の各種身分証明書に記載された漢字・英字スベルに同一である必要があります。
- サービス料金の振込、郵送物の発送等にあたって、原則、その費用は手続主負担とさせて頂きます。お客様より書面をご郵送、代金をご入金される際は、実費をご負担頂きます。逆に、弊社側より手続する場合は、すべて当社にて負担いたします。なお、スムーズにお取引頂けますよう、入金手続前にその旨を弊社までご一報下さい。ご本人様確認の取れていないご資金は、弊社側で一切の取扱責任を拒否できるものと致します。また、一度納入されたご資金の返還は、一切、お受け致しかねますのでご了承下さい。
- 本書面のコピーを、お客様の方でも保管されますようご推奨申し上げます。